

住宅支援②

●「高齢者に優しい賃貸住宅整備補助金」

- ①限府中央地区に賃貸住宅を所有または建築する人
- ②限府中央地区での高齢者に配慮した賃貸住宅整備への補助
- ③都市整備課 ☎0968(25)7242

●「生ごみ処理機購入補助金」

- ①市民全般
- ②一世帯当たり、電動式生ごみ処理機は2万円、生ごみ処理機は3千円を限度として補助
- ③環境課 ☎0968(25)7217

●「小規模水道施設整備補助」

- ①共有水道施設所有者
- ②地区有および5戸以上の共有に限る水道施設の新設、増設および改修の工事を行う人に対して補助
- ③水道局 ☎0968(23)6066

子育て支援

●「すくすく子宝祝い金」

- ①市内に住所がある保護者
- ②祝い金として第3子以降の子1人当たり10万円支給
- ③子育て支援課 ☎0968(25)7214

●「つどいの広場」

- ①主に乳幼児の保護者
- ②育児に関する相談・援助
- ③子育て支援課 ☎0968(25)7214

●「子ども医療費助成制度」

- ①中学校3年生までの乳幼児・児童・生徒の保護者
- ②医療に要した負担金の一部を助成
- ③健康推進課 ☎0968(25)7218

就農支援

●「就農支援」

- ①就農希望者
- ②「NPO法人きらり水源村」による地元集落、農業者、関係機関と連携し就農希望者への技術指導などをはじめとした就農支援事業
- ③「第三セクター(有)ファームきくち」による技術指導などをはじめとした就農支援
- ③農林振興課 ☎0968(25)7221

●「農林業後継者対策推進事業」

- ①市に居住する新規就農者および配偶者を迎える農業者
- ②新規就農者および農林業後継者の確保育成を図ることを目的に就農および配偶者を迎える者に対し助成を行う
- ③農林振興課 ☎0968(25)7221

企業誘致推進

●「用地取得補助金」

- ①本市に立地を図る企業
- ②用途取得に対する費用を補助
- ③企業誘致課 ☎0968(25)7251

●「住宅用太陽光発電システム設置費補助金」

- ①市民全般
- ②居住用住宅に太陽光発電システムを設置する人へ、1坪当たり3万円(15万円を限度)を補助
- ③環境課 ☎0968(25)7217

●「雨水浸透枳設置補助金」

- ①旭志地域および泗水地域の住宅所有者
- ②雨水浸透枳を設置する人に対して1万6千円に浸透枳の設置数を乗じて得た額を補助。
- ③旭志総合支所民生課 ☎0968(37)3111
泗水総合支所民生課 ☎0968(38)2714

●「子育て支援センター」

- ①子育て支援を受けたい保護者
- ②子育てに関する相談・援助
- ③子育て支援課 ☎0968(25)7214

●「子育てサポートセンター」

- ①子どもを預けたい人と預かりたい人
- ②サポートセンター会員による子どもの預かり
- ③菊池市社会福祉協議会 ☎0968(25)5000



「菊池市定住化促進にむけた支援制度」を実施しています

「菊池市定住化促進にむけたガイドライン(住宅対策編)」を策定し、恵まれた自然環境や温泉をはじめとする観光資源を活用しながら定住化促進の取り組みを進めています。

菊池市への移住・定住や住宅建設をお考えの人に、定住促進に向けた支援などの状況を掲載していますので、ぜひご利用ください。

問い合わせ先 各支援内容参照

番号の説明 ①対象者 ②事業内容 ③問い合わせ先

情報発信

●「空き家・空き地情報活用制度」

- ①空き家所有者・移住希望者
- ②空き家・空き地を売りたい・貸したい人の空き家情報をホームページで発信
- ③都市整備課 ☎0968(25)7243



住宅支援①

●「公共管布設制度」

- ①下水道認可区域内で2戸以上の利用がある共有道路などを利用して排水する住宅所有者
- ②共有道路部分の下水道管布設を市が負担
- ③下水道課 ☎0968(25)7244

●「住宅改修助成事業」

- ①介護保険法の要介護認定を受けた人のいる世帯
- ②住宅改修に必要な経費を助成(限度額あり)
- ③高齢支援課 ☎0968(25)7215
福祉課 ☎0968(25)7213

●「介護保険住宅改修費の支給」

- ①要介護被保険者など
- ②介護が必要になった場合の住宅改修費の支給(上限20万円、内1割は個人負担)
- ③高齢支援課 ☎0968(25)7215

●「浄化槽市町村整備推進事業」

- ①下水道処理区域外の住宅所有者
- ②対象地域における浄化槽の設置・維持管理を市が実施(設置負担金および使用料が発生)
- ③下水道課 ☎0968(25)7244

●「住宅改修費給付事業」

- ①重度の身体障がい者のいる世帯
- ②住環境改善のための費用を給付(限度額20万円)
- ③福祉課 ☎0968(25)7213

●「ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業」

- ①不特定多数が利用する施設の所有者など
- ②人にやさしいまちづくり事業の対象となる建築物の整備に対し、施設整備を補助
- ③都市整備課 ☎0968(25)7242